

# マージン率等の情報提供について

## ① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

7人

## ② 令和6年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

## ③ 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

32,014円(8時間 全業務平均)

## ④ 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

23,304円(8時間 全業務平均)

## ⑤ 令和5年度(令和5年3月1日～令和6年2月29日) マージン率

27.2%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業利益・事務所費・福利厚生費・教育訓練費が含まれています。

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( 全ての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和 7年 3月 31日 )

締結していない

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

### 訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー研修	雇入時	OFF-JT	無償	有給
プログラミング教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
個人情報保護に関する集合研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

年次有給休暇・定期健康診断・キャリアアップに資する教育訓練

事業所名 株式会社ジャスティック  
許可番号 派13-307911

